

議案第 33 号

甲府市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例制定について

甲府市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 28 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例

甲府市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
(令和元年 6 月条例第 3 号) の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項第 3 号中「第 20 条第 1 項」を「第 27 条第 1 項」に、「第 3 条第
1 項」を「第 10 条第 1 項」に改める。

第 8 条第 2 項第 3 号及び第 80 条第 2 項第 3 号中「第 20 条第 1 項」を「第 27
条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の
一部改正に伴う規定の整備を行うについては、この条例を制定する必要がある。こ
れが、この条例案を提出する理由である。